

第1 審査会の結論

広島県知事(以下「実施機関」という。)が、本件異議申立ての対象となった行政文書について、不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 開示の請求

異議申立人は、平成17年5月10日、広島県情報公開条例(平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。)第6条の規定により、実施機関に対し、「『駐車整理票』の利用者名、連絡先の電話番号、用件先、自動車登録番号、入庁時刻及び退庁予定時刻のすべての項目の記載を駐車場の利用者が拒否した場合に、外来者駐車場の管理責任者である広島県知事とその駐車を許可する根拠が明記されている文書」及び「『駐車整理票』の利用者名、連絡先の電話番号、用件先、自動車登録番号、入庁時刻及び退庁予定時刻のすべての項目の記載を駐車場の利用者が拒否した場合に、外来者駐車場の管理責任者である広島県知事とその駐車を拒絶する根拠が明記されている文書」の開示を請求(以下「本件請求」という。)した。

2 請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、「広島県知事が外来者駐車場利用者に対し交付する駐車整理票において、その利用者が利用者名、連絡先の電話番号等すべての項目の記載を拒否した場合に、広島県知事とその駐車を許可する根拠が明記されている文書」(以下「本件対象文書」という。)及び「広島県知事が外来者駐車場利用者に対し交付する駐車整理票において、その利用者が利用者名、連絡先の電話番号等すべての項目の記載を拒否した場合に、広島県知事とその駐車を拒絶する根拠が明記されている文書」(以下「本件対象文書」という。)について、いずれも不存在であることを理由とする不開示決定(以下「本件処分」という。)を行い、平成17年5月24日付けで異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、本件処分を不服として、平成17年6月6日、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取消し、全部開示の決定を求めるといふものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由は、お

おむね次のとおりである。

駐車整理票への氏名などの記載を駐車場の利用者が拒否した場合に、その駐車を許可するのか、又は、拒絶するのかは、重要な判断であるにもかかわらず、当該根拠を「作成又は取得していないため」という理由をもって隠匿することは、不適法である。

開示請求書に記載した文書は、当然に規定されているものであり、速やかに開示するよう要求する。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書で説明している内容を総合すると、本件処分を行った理由などについては、おおむね次のとおりである。

1 県庁外来者用駐車場について

県庁舎及び敷地は、県の公用財産であり、県庁自体の用に供される「行政財産」であるが、県庁外来者用駐車場（以下「駐車場」という。）は、庁舎管理（駐車場を含む。）を所管する総務企画部管理総室総務室（以下「総務室」という。）が、事実上の行為として、県庁に用務のある者に無償でその利用を認めているものである。

駐車場を利用する際の手続は、おおむね次の(1)から(3)までのとおりである。

- (1) 利用者は、駐車場入口において、警備員から駐車整理票が手渡され、記入が求められる。
- (2) 利用者は、駐車するまでの待ち時間に駐車整理票に必要事項を記入する。
- (3) 駐車整理票を警備員に手渡し、警備員の指示に従い、駐車する。

駐車整理票の記載項目は、利用者名、連絡先の電話番号、用件先、自動車登録番号、入庁時刻及び退庁予定時刻の各項目である。

駐車場の警備員は、県が管理を委託している民間の警備会社（以下「受託業者」という。）の従業員であり、駐車整理票の様式は、「広島県庁外来者駐車場及び駐輪車管理業務委託契約書」（以下「委託契約書」という。）に定められている。

駐車整理票の利用目的は、「緊急に連絡を行う必要が生じた場合など当日の駐車場管理のみに使用するもの」であり、具体的には、利用者が県庁への用務がある者であることを確認するとともに、駐車場内での事故、ライトの誤点灯、その他緊急に連絡が必要な場合や翌日にかかる長時間の駐車の場合等で確認を行う必要があるときに備え、利用者に記入を求めているものである。

2 不存在の理由について

委託契約書の中の「駐車場管理要領」においては、受託業者は駐車管理業務として「駐車整理票の作成及び交付」を行うこととしているが、「駐車場管理要領」等の文書において、利用者が駐車整理票の記載を拒否した場合の対応までは明記していない。また、利用者が駐車整理票の記載を拒否した場合は、受託業者からの相談等を受けて、総務室がケースに応じた対応をその都度受託業者に口頭により指示しており、本件対象文書は作成していない。

また、本件対象文書 についても、前述のとおり、利用者が駐車整理票の記載を拒否した場合は、特段のルール化はしておらず、必要に応じ柔軟な対応をしており、該当する文書はないため、不存在の処分を行った。

要するに、駐車場の管理は、管理者の裁量によりその都度適当と判断する方法により行われてしかるべきものであって、要領等により逐一定めておらず、その都度適当と判断する方法によって行っている。

第5 審査会の判断

1 本件処分の妥当性について

本件対象文書 は、駐車場の利用者が駐車整理票の記載項目をすべて記載しなかった場合、実施機関がその者の駐車を許可する根拠が記載されている文書であり、本件対象文書 は、同じ場合に、その者の駐車を拒絶する根拠が記載されている文書である。

実施機関は、駐車場の利用者が駐車整理票を記載しなかった場合について特段の定めをしておらず、「駐車場管理要領」にも駐車場利用者が駐車整理票の記載項目を記載しなかった場合の対応については規定していないため、本件対象文書 及び は不存在であると主張している。

当審査会において、駐車場管理要領を確認したところ、実施機関の説明のとおり、駐車場の利用者が駐車整理票の各欄を記載しなかった場合の取扱いについては規定されていないし、また、駐車場の日常的な管理は受託業者に行わせているのであるから、もし、駐車場管理要領以外に受託業者が遵守すべき何らかの規程があるのであれば、当然、委託契約書の中にその旨を明記しておく必要があると考えられるが、当審査会において、委託契約書を確認したところ、そのような記載は見当たらなかった。

このように、駐車場管理に関する規程は駐車場管理要領のみであり、同要領には、駐車整理票の記載項目を記載しなかった場合の取扱いが規定されていない。

さらに、駐車場の管理に関して、「要領等により逐一定めておらず、その都度適当と判断する方法によって行っている」という実施機関の説明についても、特段不合理とは言えない。

したがって、本件対象文書 及び が不存在であるため開示しなかったとする実施機関の判断は妥当であると認められる。

2 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
17 . 9 . 1	・ 諮問を受けた。
17 . 9 . 9	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
17 . 10 . 31	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
17 . 11 . 7	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
17 . 12 . 6	・ 異議申立人から意見書を収受した。
17 . 12 . 7	・ 実施機関に意見書の写しを送付した。
18 . 12 . 18 (平成 18 年度第 8 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。
19 . 1 . 18 (平成 18 年度第 9 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

今 井 光	弁護士
真 田 文 人	弁護士
鈴 木 玉 緒	広島大学大学院社会科学研究科助教授
西 村 裕 三 (部 会 長)	広島大学大学院社会科学研究科教授